

**改正**

平成18年3月31日条例第240号

平成18年9月29日条例第274号

平成20年3月28日条例第5号

平成20年6月26日条例第20号

平成21年6月25日条例第17号

平成23年11月24日条例第43号

平成24年3月29日条例第4号

平成25年2月20日条例第1号

平成26年9月30日条例第21号

平成29年2月14日条例第4号

平成30年3月23日条例第4号

平成30年10月2日条例第21号

深谷市重度心身障害者医療費支給に関する条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、重度心身障害者に対し、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）、規則に定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）又は他の法令に基づく医療の給付に係る一部負担金等について助成金を支給することを定め、もって、重度心身障害者の福祉の増進を図るものとする。

(定義)

**第2条** この条例において「重度心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該身体障害者手帳を所持していない者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める1級、2級又は3級の障害を有するもの
- (2) 埼玉県療育手帳制度要綱（平成14年埼玉県告示第1365号）に基づく療育手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該療育手帳を所持していない者で、同制度の規定する「((A))」、「A」又は「B」の障害を有するもの
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者

保健福祉手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該精神障害者保健福祉手帳を所持していない者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める1級の障害を有するもの

(4) 65歳以上75歳未満の者であって、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）別表で定める程度の障害の状態にある旨の埼玉県後期高齢者医療広域連合の認定を受けているもの

(5) 75歳以上の者であって、高齢者の医療の確保に関する法律施行令別表で定める程度の障害の状態にある旨の市長の認定を受けているもの

2 この条例において「医療保険各法」とは、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律及び社会保険各法をいう。

3 この条例において「一部負担金」とは、医療保険各法その他の規定による医療給付があったときの療養に要する費用の額から保険給付、食事療養標準負担額、生活療養標準負担額、法令又はこれに準ずる規定による給付及び保険者が給付する付加給付を控除した額をいう。

(対象者)

**第3条** この条例による医療費助成金の支給の対象となる者（以下「対象者」という。）は、医療保険各法に規定する被保険者、組合員又は加入者（被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。以下「被保険者等」という。）及び被扶養者である重度心身障害者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 市内に住所を有する者（次に掲げる者を除く。）

ア 他の市町村（特別区を含む。以下同じ。）から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条又は第30条の規定による指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスに対する介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受け、入所し、入院し、又は入居している者

イ 他の市町村長が身体障害者福祉法第18条第1項の規定により、共同生活援助を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者

ウ 他の市町村長が身体障害者福祉法第18条第2項の規定により、障害者支援施設等又は指定医療機関に入所又は入院を委託している者

エ 他の市町村長が知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4の規定により、共同生活援助を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者

オ 他の市町村長が知的障害者福祉法第16条第1項の規定により、障害者支援施設等に入所さ

せてその更生援護を行うことを委託している者

カ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の2第1項の規定により、障害児入所給付費の支給を受けている保護者に係る障害児で指定障害児入所施設等に入所している18歳未満のもの。ただし、当該保護者が障害児入所給付費の支給を受け市内に住所を有する者（当該保護者が住所を有しないか、又は当該保護者の住所が明らかでない場合にあつては、当該保護者が障害児入所給付費の支給を受け市内に現在地を有する者）を除く。

キ 児童福祉法第24条の24第2項の規定により、障害児入所給付費の支給を受けている者で指定障害児入所施設等に入所している18歳以上のもの。ただし、当該対象者が満18歳となる日の前日に、当該対象者の保護者であった者（以下「保護者であった者」という。）が市内に住所を有していた者（当該対象者が満18歳となる日の前日に保護者であった者がいないか、保護者であった者が住所を有しないか、又は保護者であった者の住所が明らかでない場合にあつては、当該対象者の所在が満18歳となる日の前日において市内にあつた者）を除く。

ク 国民健康保険法第116条の2の規定により、他の市町村の区域内に住所を有するとみなされる者

ケ 高齢者の医療の確保に関する法律第55条及び第55条の2の規定により、後期高齢者医療広域連合（埼玉県後期高齢者医療広域連合を除く。）が行う後期高齢者医療の被保険者である者

(2) 市から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条又は第30条の規定による指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスに対する介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受け、市の区域外に設置されている障害者支援施設等、指定医療機関又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（第6号において「のぞみの園」という。）に入所し、入院し、又は入居している者（共同生活援助を行う住居への入居者を含む。）

(3) 市長が身体障害者福祉法第18条第1項の規定により、市の区域外に設置されている共同生活介護又は共同生活援助を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者

(4) 市長が身体障害者福祉法第18条第2項の規定により、市の区域外に設置されている障害者支援施設等又は指定医療機関に入所又は入院を委託している者

(5) 市長が知的障害者福祉法第15条の4の規定により、市の区域外に設置されている共同生活援助を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者

- (6) 市長が知的障害者福祉法第16条第1項の規定により、市の区域外に設置されている障害者支援施設等又はのぞみの園に入所させてその更生援護を行うことを委託している者
  - (7) 埼玉県から児童福祉法第24条の2第1項の規定により、障害児入所給付費の支給を受けている保護者に係る障害児で市の区域外に設置されている指定障害児入所施設等に入所している18歳未満のもの。ただし、当該保護者が障害児入所給付費の支給を受け市内に住所を有する者（当該保護者が住所を有しないか、又は当該保護者の住所が明らかでない場合にあっては、当該保護者が障害児入所給付費の支給を受け市内に現在地を有する者）に限る。
  - (8) 埼玉県から児童福祉法第24条の24第2項の規定により、障害児入所給付費の支給を受けている者で市の区域外に設置されている指定障害児入所施設等に入所している18歳以上のもの。ただし、当該対象者が満18歳となる日の前日に、保護者であった者が市内に住所を有していた者（当該対象者が満18歳となる日の前日に保護者であった者がいないか、保護者であった者が住所を有しないか、又は保護者であった者の住所が明らかでない場合にあっては、当該対象者の所在が満18歳となる日の前日において市内にあった者）に限る。
  - (9) 国民健康保険法第116条の2の規定により、市の区域内に住所を有するとみなされる者
  - (10) 高齢者の医療の確保に関する法律第55条の規定により、埼玉県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者である者で、同条に定める入院、入所又は入居の前に市内に住所を有していたもの
  - (11) 高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2の規定により、埼玉県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者である者で、市の区域内に住所を有するとみなされていたもの
  - (12) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認めた者
- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の規定にかかわらず、対象者としなない。
- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者
  - (2) 児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親に委託されている者
  - (3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者
  - (4) 重度心身障害者となった年齢が65歳以上の者（前条第1項第4号又は第5号に規定する重度心身障害者であって、65歳に達する日前に高齢者の医療の確保に関する法律施行令別表で定める程度の障害の状態にある旨の市長の認定を受けたものを除く。）

(医療費助成金)

**第4条** 市は、対象者に係る医療費の一部負担金について、対象者に助成金を支給するものとする。

ただし、税の未申告等当該対象者の責めに帰する理由により、当該対象者の支払う医療費に過分の負担があるときは、当該負担に係る額につき助成の対象としない。

2 市は、前項の規定にかかわらず、第2条第1項第3号に規定する者が、医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第1号に規定する精神病床に入院したときは、当該入院に係る医療費の一部負担金については、助成金を支給しない。

3 第1項の規定にかかわらず、対象者の前年の所得が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。以下「政令」という。）第7条に規定する額を超えた場合は、その年の10月から翌年9月までの間、医療保険各法又はその他の規定による医療給付に係る医療費助成金を支給しない。

4 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、対象者が所有する住宅、家財又は主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋、機械、器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権その他無形減価償却資産を除く。）について損害を受けた対象者で、当該損害の額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）が当該固定資産の価格のおおむね2分の1以上の額であるものについては、その損害を受けた日から翌年の9月30日までの間、前項の規定は、適用しない。

5 第3項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令第4条及び第5条の規定の例による。

(受給資格の登録)

**第5条** 医療費助成金の支給を受けようとする対象者は、規則で定める申請書を市長に提出して、受給に必要な事項の登録を受けなければならない。

(受給者証の交付)

**第6条** 市長は、前条の規定による登録を受けた対象者に対し、第4条第1項の規定により医療費助成金を支給することとしたときは、当該対象者に受給者証を交付しなければならない。

2 市長は、前条の規定による登録を受けた対象者に対し、第4条第3項の規定により医療費助成金を支給しない場合は、規則で定めるところにより通知するものとする。

(受給者証の提示)

**第7条** 前条第1項の規定による受給者証の交付を受けた対象者（以下「受給者」という。）は、医療機関等において医療を受けようとする場合は、被保険者証、組合員証又は加入者証の提出と

ともに受給者証を提示しなければならない。

(支給の方法)

**第8条** 医療費助成金の支給は、受給者又はその保護者（受給者を現に監護する者として登録されたものをいう。）の申請に基づき行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市は、受給者が市長の指定する医療機関等で医療を受けた場合には、一部負担金を当該医療機関等に支払うことができる。

3 前項の規定による支払があったときは、助成する額を当該医療を受けた受給者に対し医療費助成金の支給があったものとみなす。

(届出の義務)

**第9条** 第5条の規定による登録を受けた対象者は、その資格を喪失したとき、又は登録事項に変更があったときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

2 前項の対象者は、規則の定めるところにより所得の状況について市長に届け出なければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

**第10条** 助成金の支給を受ける権利は、他に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(損害賠償との調整)

**第11条** 市長は、医療給付が第三者の行為によるものであり、かつ、その者から受給者が損害賠償を受けたときは、その限度において、医療費助成金の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した医療費助成金の額に相当する額を返還させることができる。

(支給金の返還)

**第12条** 市長は、偽りその他不正の手段により支給を受けた者があるとき、又は他の法令等により医療費の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

**第13条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の深谷市重度心身障害者医療費支給に関する条例(昭

和50年深谷市条例第10号)、岡部町重度心身障害者医療費支給に関する条例(昭和51年岡部町条例第327号)、川本町重度心身障害者医療費支給に関する条例(昭和51年川本町条例第4号)又は花園町重度心身障害者医療費支給に関する条例(昭和51年花園町条例第3号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

- 3 第8条の規定にかかわらず、平成18年1月1日から平成18年3月31日までの間における医療費助成金の支給方法については、なお合併前の条例の例による。

**附 則**(平成18年3月31日条例第240号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に受給者証の交付を受けている者は、改正後の第3条に規定する対象者とみなす。

**附 則**(平成18年9月29日条例第274号)

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

**附 則**(平成20年3月28日条例第5号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に第3条第1項第8号の規定する対象者として現に受給者証の交付を受け、施設等に入所している者は、同日に後期高齢者医療制度に加入したことにより、同号に規定する対象者でないこととなった場合においても、同日現在において入所している施設等を退所するまでの間、同号に規定する対象者とみなす。

**附 則**(平成20年6月26日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**(平成21年6月25日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**(平成23年11月24日条例第43号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条から第7条まで及び第9条の規定は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則**（平成24年 3 月29日条例第 4 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に改正前の第 3 条第 1 項第 1 号カ及び第 7 号に規定する対象者として現に受給者証の交付を受けている者（同日において指定障害児入所施設等に入所している者に限る。）は、改正後の第 3 条第 1 項に規定する対象者でないこととなった場合においても、同日において入所している指定障害児入所施設等を退所するまでの間、同項に規定する対象者とみなす。

**附 則**（平成25年 2 月20日条例第 1 号）

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中深谷市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の 2 第 1 項第 2 号の改正規定（「第 5 条第12項」を「第 5 条第11項」に改める部分に限る。）、第 2 条中深谷市重度心身障害者医療費支給に関する条例第 3 条第 1 項第 1 号イ及びエの改正規定、同項第 2 号の改正規定（「又は共同生活介護」を削る部分に限る。）並びに同項第 5 号の改正規定並びに第 3 条中深谷市立たんぽぽ作業所条例第 3 条の改正規定は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成26年 9 月30日条例第21号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年 1 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- （1）第 8 条第 2 項の改正規定 公布の日
- （2）第 3 条第 2 項第 3 号の改正規定 平成26年10月 1 日
- （3）第 2 条第 3 項の改正規定 平成27年 4 月 1 日

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の第 2 条第 1 項に規定する重度心身障害者である者については、改正後の第 3 条第 2 項第 4 号の規定は、適用しない。
- 3 改正後の第 2 条第 3 項の規定は、平成27年 4 月 1 日以後の医療給付に係る一部負担金について適用し、同日前の医療給付に係る一部負担金については、なお従前の例による。

**附 則**（平成29年 2 月14日条例第 4 号）

この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成30年 3 月23日条例第 4 号）



この条例は、平成30年4月1日から施行する。

**附 則**（平成30年10月2日条例第21号）

（施行期日）

1 この条例は、平成31年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例の規定による改正前の深谷市重度心身障害者医療費支給に関する条例第6条第1項の規定により受給者証の交付を受けている受給者に対する医療費助成金の支給については、平成34年9月30日までの間は、なお従前の例による。